

裁判ではできない解決を、  
**調停で！**



令和8年度民事調停委員による

## 「無料相談会」

開催日

- ・ 令和8年5月14日(木)
- ・ 令和8年12月10日(木)





手続きが簡単

円満な解決

非公開の手続

早さと安さ

各地の簡易裁判所で  
**民事調停**を始められるトラブルの例

-  建物明渡 老朽化した借家からの退去でもめてるんですが...
-  貸金返還 貸したお金を返してほしい...
-  交通事故 相手の運転が原因なのに認めてくれません...
-  土地境界 境界位置をめぐる大げんかになってます...

このほかの金銭・契約・近隣関係など、  
身近なさまざまなお悩みごとが、  
民事調停の対象となります。

※ **ご注意** 離婚や相続といった家族間トラブルの多くは、  
簡易裁判所ではなく家庭裁判所の管轄です。  
相談会の対象ではありませんので、**家事調停**を  
ご検討ください。

無料・秘密厳守

相談会では...

- ・ あなたの事案に即して、現職の民事調停委員（弁護士含む）が相談に応じます。
- ・ 調停制度の手続や利用方法をご案内します。
- ・ 秘密は厳守します。
- ・ 無料の相談会です。

※ 法律相談は実施しておりません。

**開催日** 令和8年5月14日(木)・12月10日(木)  
**時間** 午後1時30分～午後3時30分  
(受付は午後3時まで／相談時間は20分程度)  
**受付** 当日受付(先着15組) 直接会場へお越しください。  
**会場** 中京区総合庁舎 3階会議室  
**所在** 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
**アクセス** 地下鉄二条城前駅 徒歩約3分／市バス堀川御池すぐ  
 ※ 一般来庁者用の駐車場はありません。  
 公共交通機関をご利用ください。  
 駐輪場(自転車・バイク)あり。



問合せ 京都市消費生活総合センター  
 TEL: 075-366-2250

